

令和 7 年度介護保険法に基づく県条例の改正等の概要について

令和 7 年 2 月 医療介護基盤課

栄養士法の改正により、令和 7 年 4 月 1 日から、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士でなくとも、管理栄養士国家試験を受けることができることとなった。

介護サービス事業所、施設の人員配置基準において、単に「栄養士」とのみ規定しているサービスがあるが、現行の管理栄養士は栄養士免許を受けた者でもあるため、すべてこの「栄養士」に該当することとなっていたが、当該改正により栄養士免許を受けていなくても管理栄養士を受けることができることとなった。

このため、「栄養士」の配置を求めている部分につき、「管理栄養士」を追加するよう条例を改正した。

1 改正される条例及びその内容

- (1) 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
第 5 条第 12 項（併設事業所の生活相談員、栄養士又は管理栄養士、機能訓練指導員への特例）
- (2) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ア 短期入所生活介護
第 120 条第 1 項第 4 号（人員基準）
第 120 条第 2 項（定員 40 人未満の場合の特例）
第 120 条第 12 項（指定地域密着型介護老人福祉施設の併設事業所に係る生活相談員、栄養士又は管理栄養士、機能訓練指導員への特例）
 - イ 基準該当短期入所生活介護事業所
第 147 条第 1 項第 3 号（人員基準）
 - ウ 短期入所療養介護
第 153 条第 1 項（老健）
第 153 条第 2 項（療養病床を有する病院、診療所）
第 153 条第 5 項（介護医療院）
- (3) 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
 - ア 介護予防短期入所生活介護
第 102 条第 1 項第 4 号（人員基準）
第 102 条第 2 項（定員 40 人未満の場合の特例）
第 102 条第 12 項（指定地域密着型介護老人福祉施設の併設事業所に係る生活相談員、栄養士又は管理栄養士、機能訓練指導員への特例）
 - イ 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所
第 131 条第 1 項第 3 号（人員基準）
 - ウ 介護予防短期入所療養介護
第 137 条第 1 項（老健）
第 137 条第 2 項（療養病床を有する病院、診療所）
第 137 条第 3 項（介護医療院）

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日